

令和4年第17回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年11月5日(土) 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- 議案第74号 福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について・・・P. 1
- 議案第75号 福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について・・・P. 3
- 議案第76号 選挙人名簿から抹消する者について・・・P. 4
- 議案第77号 選挙人名簿に登録する者について・・・P. 6
- 議案第78号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について・・・P. 8
- 議案第79号 福岡市長選挙における投票立会人の選任について・・・P. 10
- 議案第80号 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の修正に関する専決処分の承認
を求めることについて・・・P. 11

2 そ の 他

- ・今後の委員会開催予定について・・・P. 12

議案第74号

福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年11月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

(議案の根拠)

- ・ 公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職

務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第75号

福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年11月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項規定による。

(開票管理者)

公職選挙法第61条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 5～6 略

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第67条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2～7 略

- 8 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第68条の規定による。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第68条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第61条第2項の規定又は第66条若しくは前条第1項、第3項若しくは第5項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第 76 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 11 月 5 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 516 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 78 人 |
| | 市外転出者 | 438 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 11 月 5 日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第 28 条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 4 号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- (2) 前条第 1 項又は第 2 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至つたとき。
- (3) 第 30 条の 6 第 2 項の規定による第 30 条の 2 第 3 項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(参 考)

1 死亡者

令和4年10月1日から令和4年11月4日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年6月1日から令和4年7月4日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	39	39	78
転出	237	201	438
合計	276	240	516

議案第77号

選挙人名簿に登録する者について

令和4年11月5日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年11月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1,339 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和4年11月5日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第22条第3項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条 略

2 略

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内(早良区内の住所異動を含む)に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調 (令和4年11月5日現在)

福岡市早良区

(単位:人)

区分		男女別	男	女	計
令和4年9月1日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)			83,101	96,763	179,864
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)			0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡		▲ 167	▲ 173	▲ 340
	(イ) 転出		▲ 430	▲ 376	▲ 806
	(ウ) 在外移転		▲ 1	0	▲ 1
	計 (ア)+(イ)+(ウ)		▲ 598	▲ 549	▲ 1147
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			300	299	599
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			▲ 290	▲ 316	▲ 606
今回(令和4年11月5日) 追加登録者数 (h)			700	639	1339
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)			83,213	96,836	180,049
備考 ((a)との増減)			112	73	185

議案第78号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和4年11月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

(期日前投票)

公職選挙法第48条の2第5項 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第37条第2項及び第6項	当該選挙の選挙権	選挙権
第38条第1項	2人以上5人以下	2人
	前3日まで	の公示又は告示の日
第38条第2項	投票所	期日前投票所
第38条第4項	投票区において、2人以上	期日前投票所において、2人
第42条第1項ただし書	選挙の当日投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第45条第1項	選挙の当日、投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第46条第1項から第3項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
第51条	第60条	第48条の2第6項において準用する第60条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第53条第1項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたと

		きは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第53条第2項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第55条	投票管理者が同時に当該選挙の開 票管理者である場合を除くほか、 投票管理者は、1人又は数人の投 票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第79号

福岡市長選挙における投票立会人の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和4年11月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第38条第1項の規定による。

議案第80号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の修正に関する専決処分の承認を求めることについて

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の修正について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙2のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年11月5日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・地方自治法施行令第137条第2項の規定による。

地方自治法施行令第137条

- 1 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。
- 2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

そ の 他

- ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第18回	臨時	11月6日(日)	午後6時	早良区役所 応接室
第19回	臨時	11月17日(木)	午後6時	
第20回	臨時	11月20日(日)	午前10時	
第21回	定例	12月1日(木)	午前10時	早良区役所 中会議室